例金の流れを己

足立区議会では、毎年2月、6月、9月、12月の年4回、区の重要事項を決定する『定例会』 を開会しています。 ここでは、その一般的な流れをご紹介します。

-般質問

定例会開会からの3日間は『一般質問』が行われるのが通例です。 『一般質問』とは、議員が区政一般とその方針について区長をはじめ とする執行機関に質問することです。

事前に提出した『質問通告書』の事項にしたがって本会議で議員が質 問を行い、執行機関が答弁(回答)します。



議案の審査

一般質問の終了後、提出された議案を、所管の委員会に付託して本会議は一時休会し、委員会で議案 の審査を行います。

議案は大きく分けて『区長提出議案』と『議員提出議案』の2種類があります。

『**区長提出議案**』 予算、決算、条例、一定額以上の契約など区長から提出されるもの で議案の大半を占めます。

『**議員提出議案**』 一定数の議員(足立区議会では最低4名必要)や委員会が提出する もので、主なものは下記のとおりです。

| 条例 : 国の法律の範囲内で定める地方自治体の自主法

過去2年で可決した議員提出条例

『足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例』

(平成31年第1回定例会)

『足立区ながらスマホの防止に関する条例』

(令和2年第2回定例会)

| 意見書 | : 国や都などに対し、区だけでは解決できないことに関して議会としての意見をまとめて 提出するもの

令和2年に可決した意見書

『中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書』

(第1回定例会)

『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる増額

と財政需要の実態を反映した配分を求める意見書』

(第2回定例会)

委員会の開催

議案を本会議において議員全員で審議するのは難しいため、少人数で 構成された『委員会』で課題を分野別に審査します。

委員会では改めて執行機関から議案についての説明がされ、各委員か ら質疑を行います。質疑で明らかになった点を踏まえて、 委員による賛成若しくは反対の意見表明が行われ、委員会 としての判断を採決します。



本会議での議決

委員会の審査が終了後、各委員会の委員長からの審査報告を受けて定例会の最終日に議決が行われ るのが通例です。

早急に議決が必要な議案については、最終日を待たずに本会議を開き、議決を行う場合もあります

全ての議案の審議が終了すると、議長から閉会が告げられ、定例会は終了します。

会議では感染症対策を行っています





第2回定例会では、議場のドアの一部を開放、発言者が登壇する 演壇に飛沫飛散防止のためのアクリル板を設置、一般質問の際の 議員の出席者数を調整する等、密閉、密接、密集を避ける取り組み を行いました。

また、傍聴者の皆さまにも、傍聴の際のマスク着用、手指消毒、検 温及び間隔を空けての着席等、ご協力をお願いしております。

今後も状況を注視し、必要な対策を講じて行きますのでご理解、 ご協力をお願いいたします。

会議の様子を見るには

傍聴以外では、以下の2つの方法で本会議の様子をご覧いただけます。

【ケーブルテレビで本会議中継を見る】

本会議の様子は、J:COMチャンネル足立(地上111ch)で生中継し ていますので、ケーブルテレビご加入の方はご覧いただくことができま す(中間日を除く)。

【議会ホームページで本会議及び予算・決算特別委員会の録画中継を見る】

インターネットをご利用の方は、区議会ホームページにて本会議及 び予算・決算特別委員会録画映像をご覧いただくことができます。ス マートフォン対応サイトもありますので、下記2次元バーコードより ぜひご利用ください。録画映像は、会議終了後、概ね1週間程度(土、 日、休日を除く)でホームページに掲載します。

また、予算・決算特別委員会については、YouTubeを利用してイン ターネットで生中継していますので、併せてご覧ください。



